平成２７年度

中心市街地活性化関連
支援措置の概要

経済産業省
商務流通保安グループ
中心市街地活性化室

中小企業庁
経営支援部
商業課

中心市街地再興戦略事業費補助金

【平成 27 年度予算】
600 百万円

1. 事業概要・目的

○「日本再興戦略」に掲げる民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を実現するために、中心市街地活性化法に基づいて以下のような支援を行います。

○地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行います。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）を支援します。

○また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るための調査、専門人材活用等を支援します。

2. 対象者

民間事業者、まちづくり会社(※)、商店街振興組合、NPO 法人　等

(※)自治体、商工会議所等の出資を受け、法人格を有し定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること

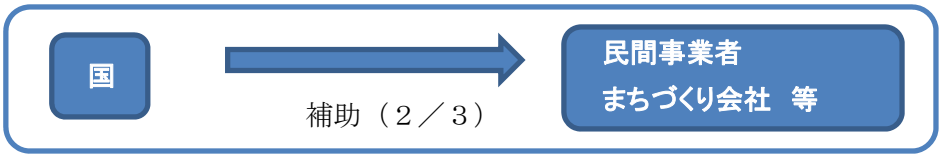

3. 支援内容

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、民間事業者等が実施する取り組みを支援。

■調査事業

対象事業：ニーズ調査、マーケット調査、機能状況調査　等
補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円
補助率：２／３

■専門人材活用支援事業

対象事業：タウンマネージャー等のまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘　等
補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円
補助率：２／３

■先導的・実証的事業

対象事業：施設整備事業（ハード事業）、施設整備以外の事業（ソフト事業）
補助額：(施設整備事業)上限 2 億円(4 億円※)、下限 100 万円
(施設整備事業以外)上限 2 億円、下限 100 万円
※経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業については、上限額を引き上げます。

中心市街地活性化基本計画の認定スキーム

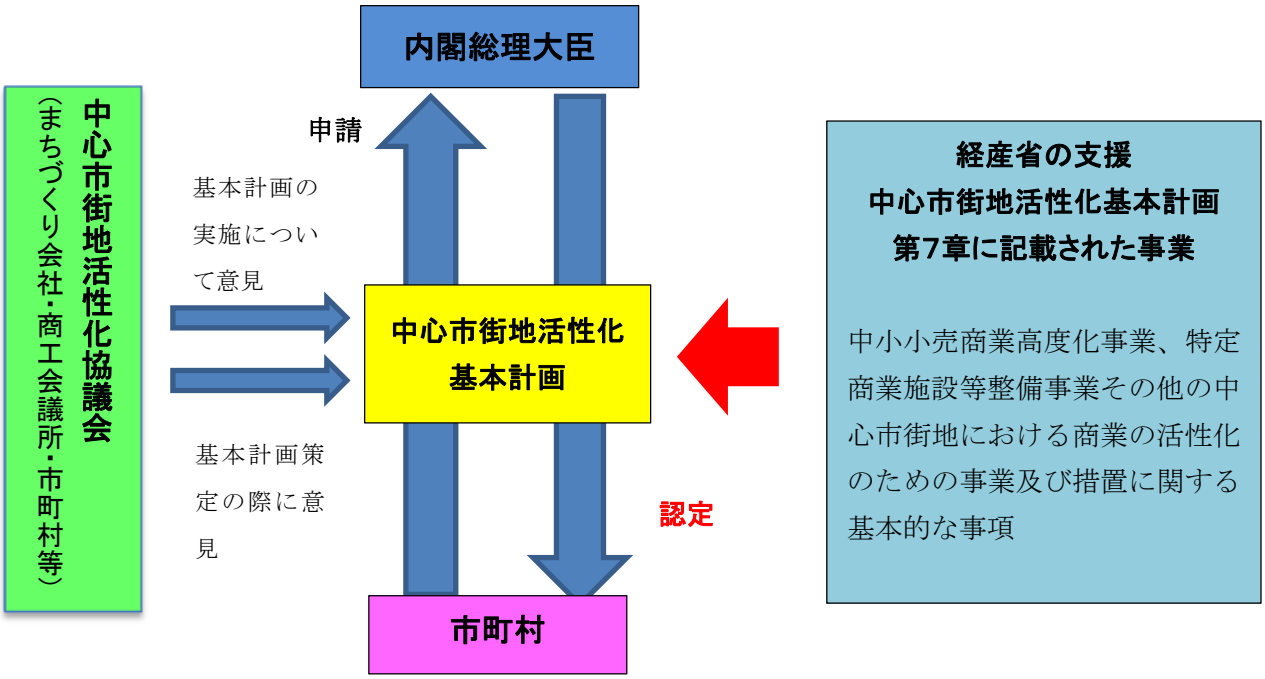

高度な商機能の整備に向けた支援

事例）
農産物直売所やスーベニアショップ、スイーツカフェ等、住民や観光客等のニーズに対応できる複合集客施設と大型駐車場を整備する事業

中心市街地再生事業費補助金（商業施設改修等事業）

【平成 27 年度予算】
2,200 百万円

1.　事業概要・目的

〇内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する地域の中心市街地活性化に必要な施設の改修・リノベーション（例：集客力向上のための街並や景観の統一）等、雇用や地域の消費活性化に対して即効性が期待できる事業であって、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させる事業に絞って支援します。

2.　条件（対象者、対象行為、補助率等）

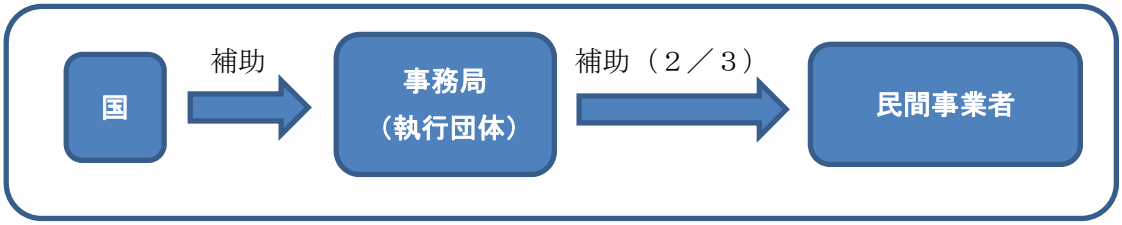

3.　支援内容

内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化法に基づき、市町村等において、民間事業者等が実施する取り組みを支援。

■商業施設改修等事業

対象事業：中心市街地に必要な施設の改修等の事業であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業を支援。

補助額：上限 2 億円（4 億円※）、下限 100 万円

※特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、上限額を引き上げます。

商業施設の改修等の支援

改修前

改修後

地域の個性や地域住民・近隣市町村・観光客等のニーズに即した事業で、雇用や消費活性化の効果が、中心市街地及び周辺地域に及ぶ施設整備事業。

＜要件＞

①中心市街地活性化基本計画に、基本方針で定める「経済活力の向上の為の事業」（第 7 章）に該当する事業として記載されていること。

②ニーズ調査等、事業化に向けた調査事業を実施していること。

戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

【平成 27 年度予算】
320 百万円

1. 事業概要・目的

○「中心市街地の活性化に関する法律」に定める経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者が整備する高度な商業施設等に対して、施設全体のエネルギー使用適正化を図るためのエネルギー管理システム（ＢＥＭＳ）や高効率空調機器等の省エネルギー設備を導入するモデル事業を支援します。

○この事業を通じて、中心市街地における省エネルギーを推進し、環境に配慮したまちづくりに向けた先進的な商業施設モデルを実証するとともに、全国の中心市街地への横展開を目指します。

2. 条件（対象者、対象行為、補助率等）

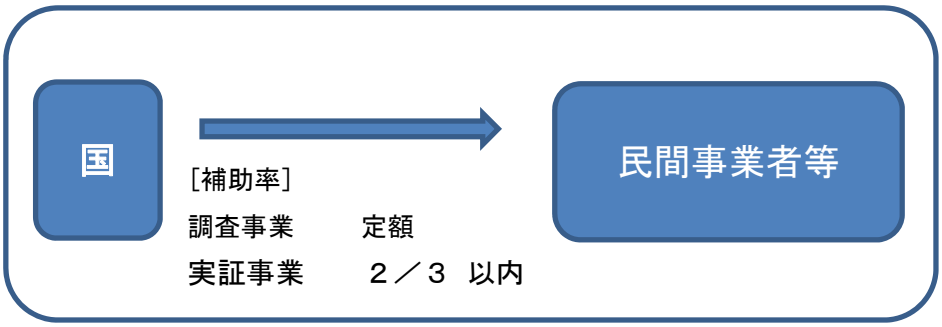

3. 支援内容

経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者等が実施する取組を支援。

■調査事業

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき整備する施設に省エネルギー設備を導入するにあたり、省エネルギーの測定を行うとともに、まちづくり（中心市街地活性化）にどのように活用していくかを調査・分析する事業を支援。

例）省エネルギー設備の導入による省エネルギー効果の算定に関する調査、省エネルギーによる「まちの賑わい向上」に資する事業に関する調査　等

・補助率：定額

・補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円

■実証事業

調査結果を踏まえて実施する事業で、基準となる1次エネルギー量と比べて、施設全体において省エネルギー効果が40％以上達成できることが見込まれ、併せて当該省エネルギー効果を活用して行う「まちの賑わい向上」に資する事業の内容と効果が明確である事業を支援。

なお、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業が対象。

例）高度な商業施設等の整備における省エネルギー効果の高い設備導入事業　等

・補助率：2／3
・補助額：上限 3 億円、下限 100 万円

事業イメージ

商業施設等への、省エネルギー設備等の導入

中心市街地における先進的な商業施設

中心市街地における省エネルギーの推進

持続可能な環境配慮型まちづくりへ向けた商業施設モ

中小企業総合経営支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【２７年度予算額】	【２６年度予算額】
中小企業経営支援事業 **２，５２０百万円の内数**	中小企業経営支援事業 ２，９６３百万円の内数

（1）中心市街地商業活性化診断・サポート事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取組を支援します。

［対　象　者］中心市街地活性化協議会または、協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）、認定民間中心市街地活性化事業者である中小企業者
［利用者負担］原則なし

【セミナー型】
（個別事業等実施のためのセミナー・研修会・勉強会への支援）
中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施または協議会等の活動に関する取組のためのセミナー等の企画・立案支援・講師の派遣を行う。

【プロジェクト型】
（個別事業等実施のための診断・助言を通じた支援）
中心市街地の商業活性化に資する個別事業に対し、事業の実効性を高めるために、複数の専門家によるプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた診断・助言・課題整理等を行う。
・ハード事業及びソフト事業の事業計画ブラッシュアップ
・事業構想の事業化支援
・事業実施後のフォローアップ支援

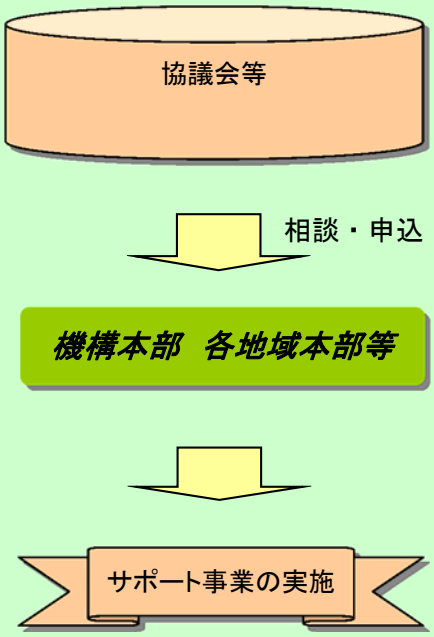

（2）中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立・運営等に対して、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センター（以下「センター」）を中心として、以下のような支援を実施します。

★電話等による各種相談

協議会の設置や運営などに関する様々な相談に対応します。
電話･メール等で相談を受け付けます。

★各種情報提供

センターのHPから各種の情報提供を行います。
- ･協議会の設置状況や基本計画の認定状況
- ･協議会･地域の活動状況
- ･全国各地のまちづくり取組事例
- ･国等の支援策
- ･メールマガジンの発行

★協議会のネットワーク構築支援

協議会同士がネットワークを構築するための活動の支援を行います。
- ･全国各地の協議会の課題を共有し、解決に向けて意見交換を行う交流会の開催支援
- ･メーリングリストの運営により協議会関係者間の意見交換や情報発信の場を提供

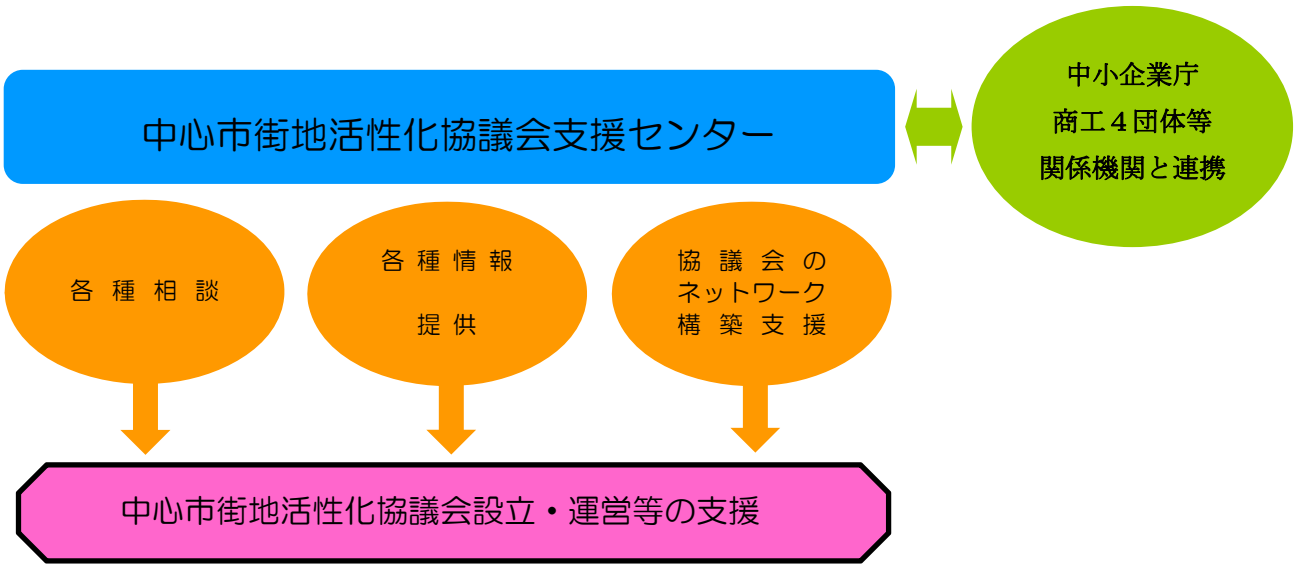

中小企業基盤整備機構
交付金

（3）中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、アドバイスを行います。

中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）

［支援内容］

中心市街地活性化協議会の設立、運営に係るアドバイスや個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）の実施に係るアドバイスを行います。

［対象者］

中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）、認定民間中心市街地活性化事業者である中小企業者

【スキーム】

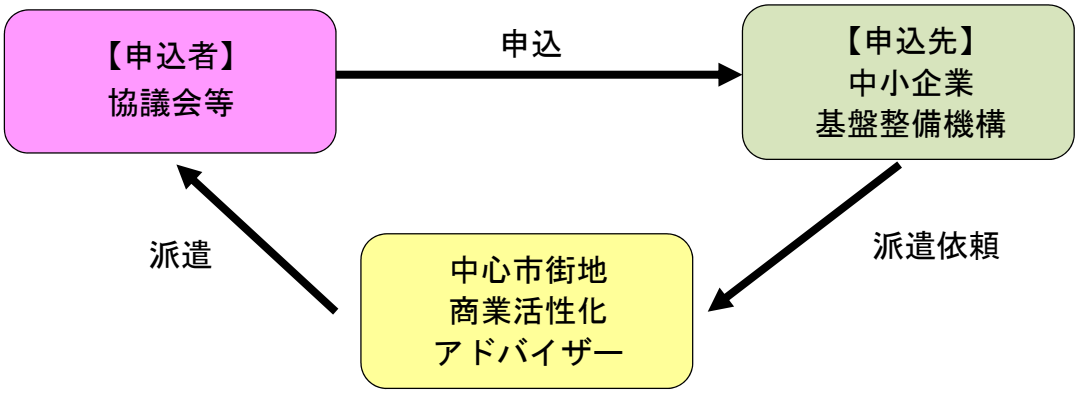

アドバイザーには、多様な分野の専門家が登録されており、協議会の運営方法、中心市街地の商業活性化など、協議会が抱える様々な課題に対応したアドバイスを行います。

税制支援措置

1．土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

○ 個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。

2．土地・建物や設備等の取得時の減免措置

○ 中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる

① 建物及び建物付属設備、構築物の取得に対し、5年間30%の割増償却制度を適用する。

② 土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を1／2に軽減する。

・所有権の保存登記　1，000分の2（本則1，000分の4）

・所有権の移転登記　1，000分の10(本則1，000分の20)

財政投融資

1．低利融資制度（企業活力強化資金）

中心市街地関連地域において、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化等を図るために必要な設備資金及び運転資金に対する低利融資を行う。

【融　資　先】（1）中心市街地関連地域において、卸・小売・飲食店及びサービス業を営む者
（2）中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき施設整備を実施する中小企業者
（3）中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画により整備された施設において、卸・小売・飲食店及びサービス業を営む中小企業者

【資金使途】
融資先（1）：合理化及び共同化等の設備の取得、セルフサービス店の取得、販売促進、人材確保、新分野への進出等の事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資先（2）：施設整備を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資先（3）：施設に出店するために必要な設備資金及び運転資金

【貸付利率】中心市街地関連地域（中活法による中心市街地等）で事業を行う場合
融資先（1）：特別利率①又は②（中小企業事業）
特別利率②又は③（国民生活事業）
融資先（2）：特別利率③（中小企業事業）
融資先（3）：特別利率③（中小企業事業）

【限　度　額】
中小企業事業　　7．2億円
国民生活事業　7，200万円

※貸付利率及び限度額についての詳細は、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

中心市街地活性化に関するお問い合わせ先一覧

経済産業局等	窓口	連絡先（電話番号）	URL
経済産業省本省	商務流通グループ　中心市街地活性化室	03-3501-3754（直通）	http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/index.html
中小企業庁	経営支援部　商業課	03-3501-1929（直通）	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html
北海道経済産業局	産業部　流通産業課　商業振興室	011-738-3236（直通）	http://www.hkd.meti.go.jp/information/shogyo/kasseikahou.htm
東北経済産業局	産業部　商業・流通サービス産業課	022-221-4914（直通）	http://www.tohoku.meti.go.jp/shogyo/index-syotengai.htm
関東経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	048-600-0317（直通）	http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/shougyou/index.html
中部経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	052-951-0597（直通）	http://www.chubu.meti.go.jp/syosin/tyuukatu/tyuukatu.htm
近畿経済産業局	産業部　流通・サービス産業課	06-6966-6025（直通）	http://www.kansai.meti.go.jp/sangyou.html
中国経済産業局	産業部　流通・サービス産業課	082-224-5653（直通）	http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/a3.htm
四国経済産業局	産業部　商業・流通・サービス産業課	087-811-8524（直通）	http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#3
九州経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	092-482-5456（直通）	http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/frame.htm
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部　商務通商課	098-866-1731（直通）	http://ogb.go.jp/keisan/keisan_keisan_syoumu.html

まちづくりに関するあらゆる情報が詳しく御覧いただけます。
まちづくり総合情報サイト
http://www.machigenki.jp/